

## 第 15 回官業民営化等WG資料要求項目

### 社会保険関連業務【厚生労働省】

国民年金保険料を意識的に払う人以外の人（未納者）に対する徴収額 1 万円あたりの徴収コストを示されたい。また、その際、どのように督促、ないしは強制徴収をおこなっているのか。各々のステップ毎に、おこなった件数とできればその効果、及び各ステップを実行するための基準、従事者、コストを過去 5 年、年毎にいただきたい

一次督促の民間委託の内容、および委託先の選考プロセスと基準、およびそのコストを、少なくとも複数の地域のもので、いただきたい

未適用事業所約 1 万 7 千件のうち、実際に適用になり保険料を納めた事業所はいくつあるのか示されたい。

提出資料別添 1 の 3 ページに記載のある未納対策のパーセンテージの算定根拠となった過去の未納対策実施の効果を数値で示されたい。

直近 1、2 年の常勤および非常勤職員の人員数、人件費の削減実績および今後の削減計画を示されたい。

今年度入社した職員が定年まで勤務した場合に、退職までに支払われる平均的報酬の総額、退職給付金、および平均的年金の支給総額をいただきたい。

組織の総目標値を実現するための前提となる個々の職員のパフォーマンスおよびコストについて、数値で示されたい。

提出資料 2 ページの「( 2 ) 共済組合員の組合員期間など、社会保険庁が保有していない記録についての情報交換の仕組みが不十分であること。」との記述について、当該情報交換の仕組みの具体的内容およびそれがいかなる点について不十分であるか、網羅的にお示し願いたい。

社会保険業務を包括的に民間委託する場合または部分的に民間委託する場合において、提出資料 4 ページにおいて法律上の手当てが必要とされた各項目について、具体的にどの法令のどの部分をどのように改める必要があるか、具体的な文言でお教え願いたい。

10 月 26 日の新聞報道において、社会保険庁が、社会保険庁の在り方に関する有識者会議に対し、年金徴収や年金相談などを外部委託し、組織をスリム化する方針を示した旨掲載されているが、10 月 25 日に開催された有識者会議において示された資料、社会保険庁の今後の組織改革についての見解、有識者会議メンバーの意見等が具体的に確認できる資料を提出願いたい。

国民年金保険料を意識的に払う人以外の人（未納者）に対する徴収額 1 万円あたりの徴収コストを示されたい。また、その際、どのように督促、ないしは強制徴収をおこなっているのか。各々のステップ毎に、おこなった件数とできればその効果、及び各ステップを実行するための基準、従事者、コストを過去 5 年、年毎にいただきたい

- 1．国民年金保険料の徴収に要するコストについては、別紙 1 のとおりである。
- 2．督促・強制徴収の方法及び基準は別紙 2 のとおりである。
- 3．国民年金の強制徴収については、平成 2 年度を最後に滞納処分を行っていなかったが、平成 1 5 年度から再び実施することとしたところであり、強制徴収に係るステップ毎の件数（効果）は別紙 3 のとおりである。

～ 保険料の徴収コスト（試算） ～

以下の表は、事務費等について、平成15年度予算の経費から、人数按分などを用いて、徴収に関連する経費（人件費、事務経費等）を試算することにより作成したものである。

	徴収額	事務費		徴収額1万円当たりの事務費 ( ÷ × 1万円)
		人件費等	その他	
国民年金	1兆9,627億円	221億円	401億円	317円
政管健保・厚生年金	25兆6,166億円	158億円	162億円	13円
全体	27兆5,793億円	379億円	563億円	34円

(注1) 徴収額は平成15年度決算額、事務費は平成15年度予算額。

(注2) 徴収額は、過年度分を含む。

(注3) 人件費等は、平成15年度末時点定員（厚生年金については、児童手当拠出金徴収事務に係る分を除く）を基に、社会保険事務所の徴収業務職員の配置割合により、本庁及び地方社会保険事務局の職員も含めて算出したものに加え、業務取扱費のうち徴収業務に携わる非常勤職員に係る手当等及び人当庁費を含む。

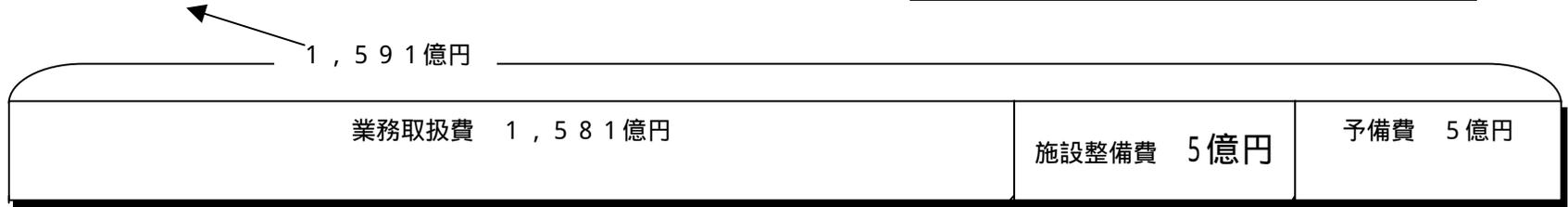
(注4) 事務費（その他）は、徴収事務費のみを明確に区分することができないため、業務取扱費のうち徴収事務に関連すると考えられる経費、業務取扱費に計上している記録管理システムに係る経費、その他に、社会保険事務所の徴収職員の配置割合で算出した庁舎等の維持・整備費を計上している。

# 国民年金保険料の徴収コストについて

これまでに  
公表されて  
いた内容  
(14年度予算)

$$1,591 \text{ 億円} \div 1 \text{ 兆} 8,437 \text{ 億円} \times 1 \text{ 万円}$$

$$863 \text{ 円 (100円当たり、8.63円)}$$



1,591 億円には、保険料徴収事務だけでなく、適用、被保険者記録の管理、給付等に要する経費を含む。

徴収に要す  
る経費のみ  
で試算した  
場合  
(15年度予算)



予備費 5 億円  
(計上しない)

細分化



徴収事務経費のみで算出

$$621 \text{ 億円} \div 1 \text{ 兆} 9,627 \text{ 億円} \times 1 \text{ 万円}$$

$$317 \text{ 円 (100円当たり、3.17円)}$$

これまでに  
公表されて  
いた内容  
(14年度予算)

$$1,526 \text{ 億円} \div 26 \text{ 兆} 2,504 \text{ 億円} \times 1 \text{ 万円}$$

$$58 \text{ 円} (100 \text{ 円あたり、} 0.58 \text{ 円})$$

1,526 億円

業務取扱費 1,481 億円	施設整備費 38 億円	予備費 6 億円
-------------------	----------------	-------------

1,526 億円には、保険料徴収だけでなく、適用、被保険者記録の管理、給付等に要する経費を含む。

徴収に要す  
る経費のみ  
で試算した  
場合  
(15年度予算)

業務取扱費 1,523 億円	施設整備費 37 億円	予備費 6 億円 (計上しない)
-------------------	----------------	---------------------

1,561 億円



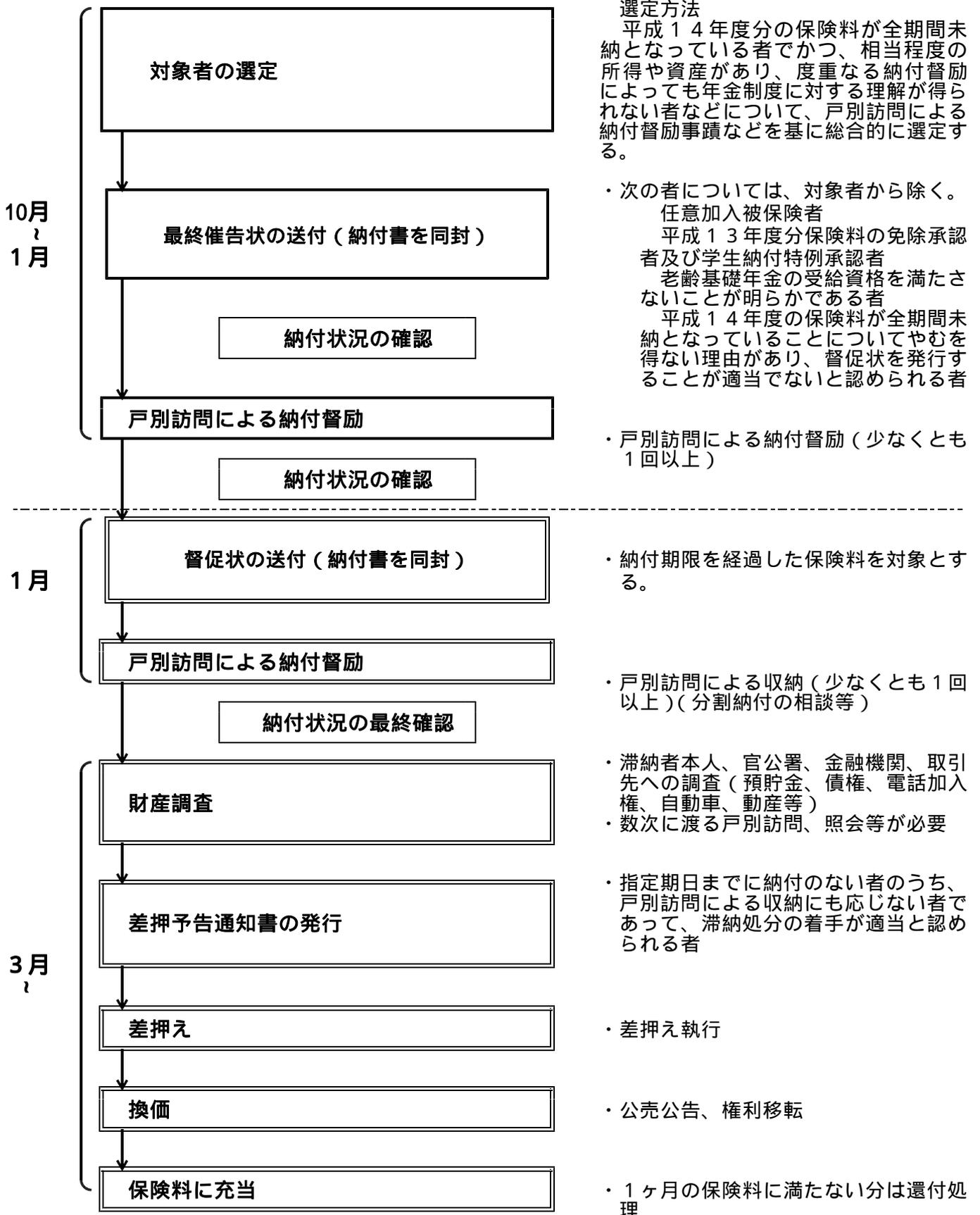
徴収事務 321 億円	適用・給付事務等 1,240 億円
----------------	----------------------



$$321 \text{ 億円} \div 25 \text{ 兆} 6,166 \text{ 億円} \times 1 \text{ 万円}$$

$$13 \text{ 円} (100 \text{ 円あたり、} 0.13 \text{ 円})$$

## 平成 1 5 年度における強制徴収の手順等

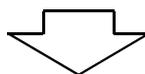


## 平成15年度における強制徴収の実施状況について

<b>最終催告状</b>	<b>9,654件</b>
--------------	---------------

数次にわたる戸別訪問による納付督促

納付等	未納者	
	督促対象者	未接触(不在)、非該当判明者
5,666件	394件	3,594件



<b>督促状</b>	<b>394件</b>
------------	-------------

戸別訪問による最終的な納付督促

納付等	未納者
223件	171件

財産調査による差押対象者の絞り込み等

<b>差押予告通知書</b>	<b>70件</b>
<b>差押執行</b>	<b>29件</b>

(注) 数値は、平成16年6月30日現在の件数であり、引き続き、納付約束の不履行者など、未納となっている者に対しては、本人との接触や財産調査の実施等、差押執行をも念頭に置いた督促を現在も進めているところ。

# 国民年金電話納付督促業務の委託概要

## 1 委託業務の概要

社会保険事務局等から月次に提供する国民年金電話納付督促調査票に基づき、国民年金保険料の未納被保険者に対し、電話による納付督促を行い、その結果について当該調査票の所定欄に記入し、社会保険事務局等へ報告する。

電話による納付督促は、未納被保険者との接触率を向上させるため、夜間・休日にも実施することとし、不在や通話中である場合は翌日以降に時間帯を変えるなどして、同一の未納被保険者に対して最低3回は実施する。

委託に当たっては、各社会保険事務局において示された委託要領に基づき、一般競争入札により委託業者の決定と契約の締結を行っている。

## 2 実施時間帯の状況（16年度）

### （1）平日

9時	～	20時	12事務局
13時	～	20時	10事務局
10時	～	20時	8事務局
12時	～	20時	3事務局
その他			14事務局

### （2）土曜日

10時	～	20時	9事務局
13時	～	20時	9事務局
10～12時、13～17時			8事務局
9時	～	20時	7事務局
その他			14事務局

### （3）日曜日

10～12時、13～17時			12事務局
10時	～	17時	11事務局
9時	～	20時	4事務局
10時	～	20時	4事務局
その他			16事務局

## 3 委託単価の状況（16年度）

1件当たりの平均単価 約190円

未適用事業所約 1 万 7 千件のうち、実際に適用になり保険料を納めた事業所はいくつあるのか示されたい。

未適用事業所約 1 万 7 千件という数字は、平成 1 4 年度に法人登記簿等の閲覧によって把握した新規設立法人のうち、加入勧奨状の送付や社会保険労務士による巡回説明の結果、適用対象事業所として把握された事業所の数である。

その後、この約 1 万 7 千件のうち新規適用届を提出し、適用事業所となった事業所もあると見込まれるが、新規適用届を処理する際に、適用指導を行った事業所か否かを確認していないため、現段階では、その内訳は把握していない。

これまで、把握した未適用事業所については、当該年度の適用促進指導に活用するにとどまり、継続的な管理ができていなかったが、今年度からは、把握した個々の未適用事業所について、その後の適用状況等を継続的に管理していくこととしている。

提出資料別添 1 の 3 ページに記載のある未納対策のパーセンテージの算定根拠となった過去の未納対策実施の効果を数値で示されたい。

未納対策実施の効果については、納付督促の対象となった者が納付した保険料のうち、どこまでが当該納付督促の効果によるものを厳密に判断することが困難であり、一概にはお示しできないが、平成 15 年度においては、2,900 万月分の保険料が、当該納付督促後に納付されている。

### 常勤・非常勤の定員数について

	平成15年度	平成16年度
地方社会保険事務局職員	16,623人	16,582人
地方社会保険事務局謝金職員	4,076人	4,614人
国民年金推進員	1,948人	2,566人

注：地方社会保険事務局謝金職員は4月1日現在の配置数である。

## 職員人件費の削減実績

	年度	職員人件費	対前年増 減額
厚生保険特別会計	平成11年度	70,069百万円	-
	平成12年度	69,678百万円	391百万円
	平成13年度	69,435百万円	243百万円
	平成14年度	67,783百万円	1,652百万円
	平成15年度	66,341百万円	1,442百万円

	年度	職員人件費	対前年増 減額
国民年金特別会計	平成11年度	33,285百万円	-
	平成12年度	33,038百万円	247百万円
	平成13年度	32,970百万円	68百万円
	平成14年度	32,888百万円	82百万円
	平成15年度	32,326百万円	562百万円

## 社会保険庁の定員削減計画について

○ 平成16年度末定員

本 庁		884人
地方支分部局		16,582人
社会保険庁計		17,466人

○ 定員削減計画（第10次）

区 分	総 数	13'	14'	15'	16'	17'	18'～22'
本 庁	76	16	15	15	15	15	13'から17'までの定員削減実施状況を踏まえ改めて設定。
地方支分部局	1,045	209	209	209	209	209	
合 計	1,121	225	224	224	224	224	

※ 上記のほか業務運営効率化等により、平成15年に80人、平成16年度に110人の定員の削減を実施。

## 新たな府省の編成以降の定員管理について

〔平成12年7月18日〕  
閣 議 決 定

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）及び国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画（平成11年4月27日閣議決定。以下「減量・効率化計画」という。）に基づき、下記の方針により、新たな府省の編成以降の定員管理を行うものとする。

## 記

- 1 新たな府省の編成以降の内閣の機関及び各府省（以下「各府省」という。）の国家公務員（自衛官を除く。以下同じ。）については、平成13年1月6日から平成23年3月31日までの間（以下「計画期間」という。）に、以下により、新たに定員削減を実施するものとする。
  - (1) 各府省の国家公務員については、計画期間中、少なくとも10%の計画的削減、独立行政法人への移行、新規増員の抑制等により、25%の純減を目指した定員削減に最大限努力するものとする。
  - (2) 各府省の国家公務員については、10年間で少なくとも10%の計画的削減として、以下により、定員削減を実施するものとする。

ただし、四現業の職員については、経営の実態に応じ、非現業の職員に準じて措置するものとする。

    - ① 計画期間のうち平成13年1月6日から平成18年3月31日までの間において、計画的削減として行う各府省の削減目標数は、別表のとおりとする。
    - ② 平成18年度から平成22年度までの間における各府省の削減目標数は、5

年後において、その時点までの間における定員削減の実施状況等を踏まえ、改めて設定するものとする。

- ③ 独立行政法人又は郵政公社への移行により定員が減少する府省については、別表に定める当該府省の削減目標数のうち移行時点で未実施の削減目標数から、移行した部門に係る削減目標数を控除したもの（総務大臣が当該府省の長と協議の上で定めるもの）を新たな削減目標数とする。
  - ④ 各府省は、平成13年度以降平成17年度までの各年度当初において、別表に定める平成13年度以降の削減目標数の1/5の員数を定員から削減するものとし、③により削減目標数を減じた場合は、新たな削減目標数を残存年度の数で除した員数を定員から削減するものとする。ただし、この方法によれば、特別の事情により定員削減目標の達成に支障を来す場合においては、各府省の長は、総務大臣と協議の上、実施の方法を定めるものとする。
  - ⑤ 別表に掲げる削減目標とは別に、①に掲げる期間を通じて、減量・効率化計画等を踏まえた事務・事業の合理化の一層の進展に応じ、定員の削減に努めるものとする。
  - ⑥ 各府省の長は、①に掲げる期間において、引き続き、各四半期末における欠員の状況を翌月末日までに総務大臣に報告するものとする。
- 2 中央省庁等改革基本法に定められた中央省庁等改革の基本方針に基づき、新府省内における人員の適正配置の促進等適切な行政運営の確保に配慮するものとする。
- また、定員管理の円滑化に資するため、各般の事務の簡素合理化を図るとともに、人事交流の活用を検討することを含め、省庁間配置転換等について一層の推進に努めるものとする。

- 3 公庫、公団等の職員についても、「特殊法人等の整理合理化について」（平成9年12月26日閣議決定）記第1の6に基づきつつ、経営の実態に応じ、上記1に準じて措置するものとする。
- 4 独立行政法人の職員については、行政機関の定員管理の対象外となることに伴い、独立行政法人制度の趣旨に則り、中期目標及び中期計画に沿って適切に対応するものとする。また、同様に行政機関の定員管理の対象外となる郵政公社の職員については、中央省庁等改革基本法に定める郵政公社設立に係る方針に従い、適切に対応するものとする。
- 5 地方公共団体についても、国の措置に準じて措置するように要請するものとする。

別 表

行政機関名	基準となる定員	削減目標数	
		再編時の削減	平成13年度以降の削減目標数
内閣の機関	425	0	7
内閣府	2,261	21	100
宮内庁	1,113	0	34
国家公安委員会	7,643	9	375
防衛庁	24,486	8	1,317
金融庁	771	5	19
総務省	303,874	55	15,486
うち郵政事業	297,026	39	15,074
公正取引委員会	564	2	18
公害等調整委員会	39	0	1
法務省	51,000	10	2,413
外務省	5,292	10	306
財務省	79,043	33	3,655
うち造幣事業	1,414	7	71
印刷事業	5,848	8	296
文部科学省	139,777	53	5,713
厚生労働省	100,586	69	4,490
農林水産省	41,972	40	4,235
うち国有林野事業	6,656	2	1,349
経済産業省	12,423	40	700
国土交通省	68,355	108	3,745
環境省	1,067	2	51
合計	840,691	465	42,665
			43,130
基準となる定員との対比		0.06%	5.07%
			5.13%

今年度入社した職員が定年まで勤務した場合における、退職までに支払われる

- ・ 平均的報酬の総額
- ・ 退職手当額
- ・ 平均的年金の支給総額

について。

〔平均的報酬の総額〕 約 2億3千万円

〔退職手当額〕 約 2千5百万円

〔平均的年金の支給総額〕 約 3千2百万円

○ 算定の条件

1. 地方支分部局の職員を対象。
2. 平均的報酬の総額は、平成16年の給与支払実績を、退職手当額については、平成15年度の退職手当額支払実績を使用。
3. 新規採用時（23歳）から定年（60歳）までの38年間を勤務したと仮定。
4. 年金の支払総額は、支給開始年齢65歳から男性の平均的寿命（78.36歳）までの14年間年金が支給されたものと仮定して算出。

※「平均寿命」（厚生労働省統計情報部16.7.16公表資料）

組織の総目標値（国民年金徴収率80%）を実現するための前提となる個々の職員のパフォーマンス（1人当たり何人から徴収しなければならない、1人当たりいくら徴収しなければならないというようなものを想定）及びコストについて数値で示されたい

納付率80%という目標に向けては、制度改正による効果、保険料負担能力の無い者に対する適正な保険料免除、保険料負担能力を有する者に対する自主納付の促進といった各収納対策の相乗効果により実現が図られるものである。

このため、保険料の納付が遅延している者には、催告状、電話督促、戸別訪問、集合徴収による地道な納付督促を繰り返しつつ、まずは納付意欲を向上させ自主的に納付させることが長期に渡って継続した納付に寄与するものと考えており、納付率の目標設定に当たっては、各社会保険事務局、社会保険事務所ごとに地域の特性を考慮して、納付督促対策ごとに以下の行動目標を設定している。

〔平成16年度中の主要な対策毎の行動目標（全国）〕

催告状発送件数	電話納付督促件数	戸別訪問督促件数	集合徴収案内状発送件数
4,149万件	635万件	1,312万件	1,726万件

なお、戸別訪問による納付督促については、職員及び国民年金推進員により行っているが、納付督促を今後強化するため、国民年金推進員の増員を平成18年度まで段階的に図ることとしており、人件費は以下のとおりである。

〔国民年金推進員の設置計画〕

	平成15年度	平成16年度	平成17年度 （要求）	平成18年度 （計画）
定員（人）	1,948	2,566	3,136	3,700
予算額（億円）	56	72	81	-

提出資料 2 ページの「( 2 ) 共済組合員の組合員期間など、社会保険庁が保有していない記録についての情報交換の仕組みが不十分であること。」との記述について、当該情報交換の仕組みの具体的内容及びそれがいかなる点について不十分であるか、網羅的にお示し願いたい。

平成 9 年 1 月前に共済組合等を退職した者の加入記録について

( 1 ) 情報交換の現状

共済組合等の組合員加入記録については、基礎年金番号導入時(平成 9 年 1 月)に組合員であった者、及びその後新規に採用された者について情報提供されているが、平成 9 年 1 月前に退職した者の加入記録は情報提供されていない。

( 2 ) 問題点

- ( ) 国民年金及び厚生年金保険の被保険者期間を合算して受給要件(期間要件)を満たす場合でも、共済組合記録の提供がない部分については、それに伴う年金額試算が正確にできないなどの問題がある。
- ( ) 平成 20 年度から導入予定のポイント制においても、該当者に対して、より正確な個人情報(年金加入状況や年金見込額)の提供のためには、平成 9 年 1 月前の組合員加入記録が必要となる。

共済組合等の資格記録の情報提供時期等について

( 1 ) 情報交換の現状

( ) 情報提供回数、時期等について

国家公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団については、組合員(加入員)受給権者とも月 1 回。

地方公務員共済組合連合会については、組合員(8月、2月)受給権者(9月、3月)は年 2 回。なお、今後対応が可能な共済組合から順次提供回数を増やしていただくこととなっている。

( ) 組合員(加入員)の住所について

国家公務員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団については、番地まで提供。

地方公務員共済組合連合会については、市区町村名のみ。今後提供が可能な共済組合から順次「番地」まで提供いただくこととなっている。

(2) 問題点

- ( ) 提供された取得情報等について、その事実が発生してから、例えば3～4ヶ月後の情報提供であったり、発生してから数年遅れで提供される場合があり、提供された情報に基づき社会保険庁から該当者に照会等を行った場合に、該当者とタイムラグを原因とするトラブルが生じる場合がある。
- ( ) 資格取得情報が提供されるまでの間に国民年金の加入勸奨状や保険料納付書が送付されることに対して本人から苦情が寄せられている。
- ( ) 年金受給権者の情報は、一部の提供であるため、制度間の併給調整等が必要な場合に情報不足となっている。
- ( ) 地方公務員共済組合については、毎月1回の情報提供及び組合員の住所については「番地」までの情報を提供がされないと、他の共済組合員と同等のサービスが提供されないこととなる。

社会保険業務を包括的に民間委託する場合または部分的に民間委託する場合において、提出資料4ページにおいて法律上の手当てが必要とされた各項目について、具体的にどの法令のどの部分をどのように改める必要があるか、具体的な文言でお教え願いたい。

提出資料においては、仮に民間委託を行った場合において、一般的に想定され得る法律上の手当てについての事項を記述したものであり、民間委託の具体的な前提がない状況の下で、法律上の文言を具体的に整理することは困難である。

10月26日の新聞報道において、社会保険庁が、社会保険庁の在り方に関する有識者会議に対し、年金徴収や年金相談などを外部委託し、組織をスリム化する方針を示した旨掲載されているが、10月25日に開催された有識者会議において示された資料、社会保険庁の今後の組織改革についての見解、有識者会議メンバーの意見等が具体的に確認できる資料を提出願いたい。

有識者会議に示した資料  
別添1のとおり。

社会保険庁の今後の組織改革についての見解

「社会保険庁の在り方に関する有識者会議」においては、平成16年10月25日に開催された第4回会議から、組織の在り方についての議論にも着手いただいているところである。

今後、来年夏の最終とりまとめに向けて、さらに議論を深めていただく予定であり、有識者会議の御意見を踏まえて適切に対応する考えである。

(有識者会議のスケジュールについては、別添2のとおり。)

メンバーの意見等が具体的に確認できる資料  
別添3のとおり。

平成16年10月25日 「第4回社会保険庁の在り方に関する有識者会議」提出資料

# 社会保険庁の組織の在り方についての論点

平成16年10月25日

社会保険庁

## 1. 社会保険事業の運営主体に求められる基本的要素

- 少子高齢化の進展の中で、国民の信頼の下、将来にわたり持続可能性を確保すること。（破綻は許されない）
- 国民全てによる支え合いの仕組みが確保されること。
- 年金については、全国民を対象に、一元的、超長期的に被保険者情報を管理できること。
- 政府管掌健康保険については、健康保険組合や共済組合の加入者以外の全ての被用者の受け皿としての機能が確保されること。
- 被保険者情報の保護の徹底が図られること。
- 保険料の強制徴収、滞納処分等の公権的な行為を迅速・確実に行えること。
- 効率的・効果的に業務を行えること。

## 2. 効率的・効果的な組織の徹底

### (1) 基本的な考え方

- ① 運営主体がどのように変わろうと、効率的・効果的な組織であることを徹底することが必要。
- ② 今後も、高齢化の進展に伴い、年金裁定請求、年金相談等の業務量の増加が見込まれるが、
  - ・システムの合理化等により、業務量の増加を抑制するとともに、
  - ・社会保険事業としてのコア業務以外は、積極的に外部委託や非正規雇用の活用により、組織のスリム化・効率化を進める。
- ③ また、効果的な業務執行ができる拠点、人員配置を行う。

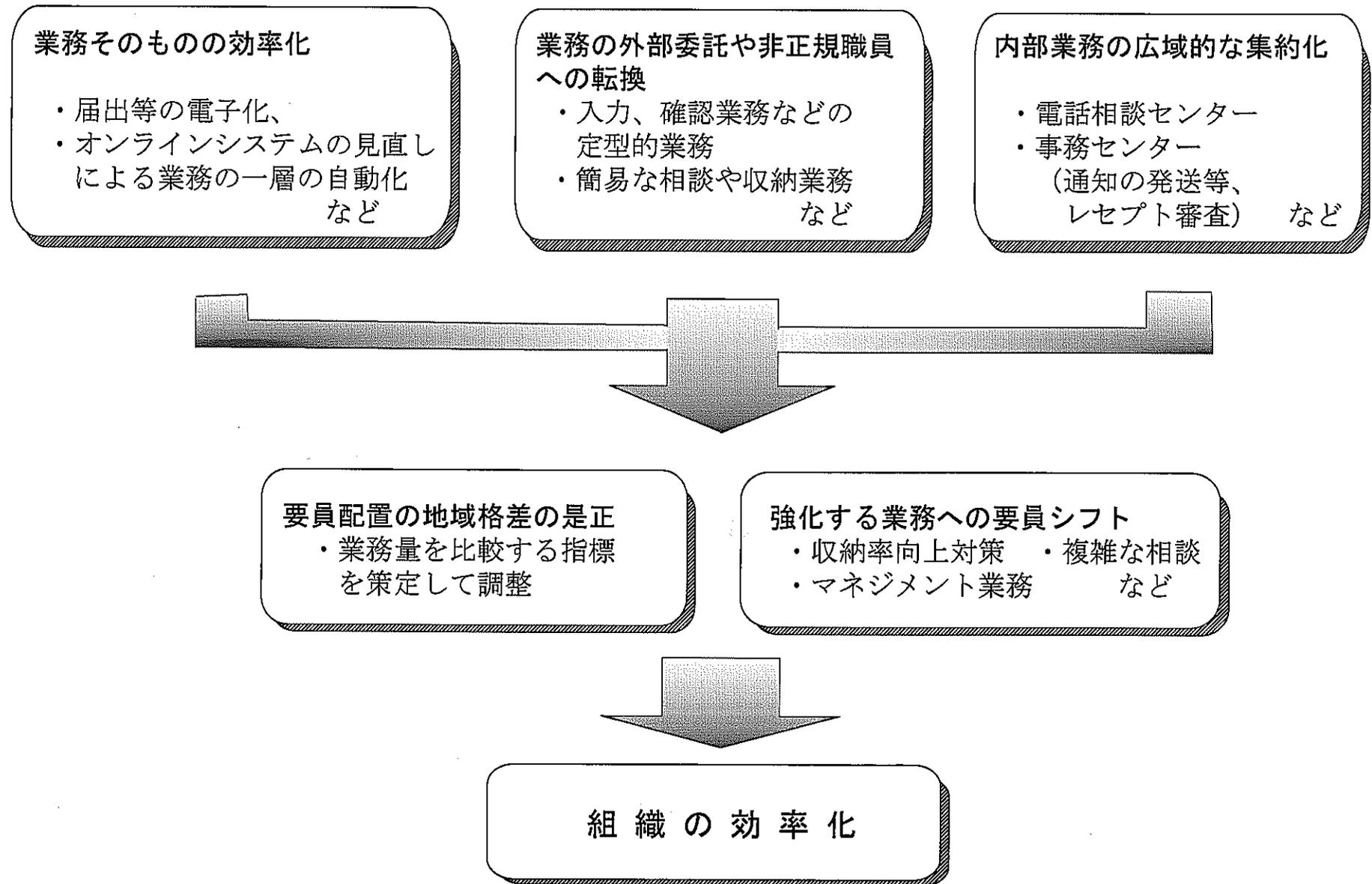
### (2) 社会保険事業のコア業務

- ① マネジメント業務・・・収納率の向上、サービス改善、コスト削減等の業務改善、委託業務の管理など
  - ② 権利義務を具体的に確定するための業務・・・年金の裁定審査、保険料の決定、手当金の給付審査など
  - ③ 「公」の名義で行うことが必要な業務・・・強制徴収など
  - ④ 社会保険の高度な知識が必要な業務・・・複雑な相談など
- <業務の分野>

	政管健保	厚生年金	国民年金	コア業務 (例)	非コア業務 (例)
全体の業務管理				業務管理	
記録管理、システム				システム企画 等	ソフト開発、保守管理 等
適用 (資格の得喪)				資格確定、立入調査 等	入力、確認業務 等
徴収				長期滞納者への対応 等	通常の戸別訪問、電話督促等
給付				給付の裁定 等	入力、確認業務 等
相談				複雑事案への対応 等	軽易な相談
保健事業				事業の企画立案	健診事業 等

(注) これらの業務のほか、医療保険制度全体を所管する厚生労働大臣から権限の委任を受けて、保険医療機関の指定、監督等の業務を行っている。

### (3) 組織の効率化の方策



## (4) 効果的な拠点・人員の配置

### ① 拠点の配置の在り方

#### ○ 国民へのサービス拠点はきめ細かく配置

- ・ 社会保険事務所、年金相談センター、社会保険出張相談所などの国民へのサービスの拠点は、地域の特性等を考慮しながら、きめ細かく配置

#### ○ 内部業務は集約化を進める

- ・ 社会保険事務所で行っている届出等の処理、通知の発送等の内部業務や、電話対応業務のうち、集約化が可能なものは、都道府県単位の事務センター、電話相談センターへの集約化を進める。
- ・ さらに、業務の特性に応じ、都道府県単位を超えた広域的な業務の推進も検討。

### ② 人員配置の在り方

#### ○ 人員配置の地域間格差の是正

- ・ 最適な人員資源の配分を実現するため、業務量指標等について改めて検証を行い、段階的な人員配置の見直し計画を策定し、人員配置の地域間格差を是正する。

#### ○ 適材適所と人材の流動化

- ・ 適材適所の配置を行うとともに、全国組織としての一体感の醸成、中央組織と地方組織の相互の緊密な連携、取組好事例等の全国展開、広い視野に立った人材の育成などといった観点から、中央組織と地方組織との間、地方組織の間での人事交流の拡大を行う。

### 3. 独立行政法人化その他の公法人化等について

社会保険庁について、独立行政法人化その他の公法人化等をしてはどうかという議論に関しては、例えば、以下のような論点があるが、どのように考えるか。

- お客様志向の職員意識の徹底を図るための組織形態は、どのようなものか。
- 効率的・効果的な業務推進のために、内部組織、人員配置の見直しを柔軟に行える組織形態は、どのようなものか。
- 強制徴収等の公権力の行使を迅速に行うための組織形態は、どのようなものか。
- 加入納付の義務感や、長期の信頼性を確保するための組織形態は、どのようなものか。
- 国会や厚生労働大臣の関与との関係を、どのように考えるか。
- 市町村との連携との関係を、どのように考えるか。

#### 4. 徴収部門の他の機関との統合論について

徴収部門の他の機関との統合論について、例えば、以下のような論点があるが、どのように考えるか。

##### (1) 徴収部門を国税庁に統合してはどうかという議論について

- 統合された徴収部門以外の適用・給付・相談・記録管理の部門について、どのように考えるか。
- 国民年金第1号被保険者の約2200万人のうち、所得税の申告納税者数は約350万人と推計されるが、税務署が把握していない層について、どのように考えるか。
- 国民年金の場合、未納額は最高でも約30万円であり、少額多数債権という特性について、どのように考えるか。

##### (2) 徴収業務を市町村へ再び委ねてはどうかという議論について

- 国民年金の保険料の徴収事務を、平成14年に市町村から国に移した経緯の中で、どのように考えるか。
- 国民年金と地域保険である国民健康保険や介護保険との関係をどのように考えるか。
- 自治会等の地域組織との連携や、商工会などの事業団体との連携、市町村との協力関係について、どのように考えるか。

## (参考) 年金制度、医療保険制度改革をめぐる検討との関係

### (1) 年金制度改革との関連

○今般の「国民年金法等の一部を改正する法律」の附則第3条では、

「1 政府は、社会保障制度に関する国会の審議を踏まえ、社会保障制度全般について、税、社会保険料などの負担と給付の在り方を含め、一体的な見直しを行いつつ、これとの整合を図り、公的年金制度について必要な見直しを行うものとする。

2 前項の公的年金制度についての見直しを行うに当たっては、公的年金制度の一元化を展望し、体系の在り方について検討を行うものとする。」

とされている。

○本年7月に、内閣官房に、内閣官房長官が主宰する「社会保障の在り方に関する懇談会」が設けられ、社会保障の基本的考え方、給付と負担の在り方、制度の在り方、その他の検討を行っている。

### (2) 医療保険制度改革との関連

○医療保険制度に関する基本方針（平成15年3月28日閣議決定）を踏まえ、次期医療保険制度改革においては、都道府県単位を軸として保険者の再編・統合を進めていくこととされている。

○政府管掌健康保険の再編については、

- ・「事業運営の効率性等を考慮しつつ、財政運営は、基本的には、都道府県を単位としたものとする」
- ・「引き続き、政管健保の組織形態等の在り方について検討する」
- ・「この基本方針に基づく医療保険制度体系に関する改革については、平成20年度に向けて実現を目指す」とされている。

○現在、医療保険制度体系に係る改革の具体的内容については、社会保障審議会医療保険部会において検討を進めているところであり、平成18年の通常国会への法案提出を検討中。

社会保険庁改革の工程について

		社会保険庁の在り方に関する有識者会議	
平成16年	8月	・第1回 ・第2回	} 課題と方向性の整理
	9月	・第3回	
	10月	・第4回	緊急対応方策の具体化
	11月	・第5回	中間報告
		平成17年度予算政府原案閣議決定	
平成17年	夏	・第6回以降	} 組織の在り方等の検討
		最終報告	
		平成18年度 予算・組織定員要求	



## 第4回社会保険庁の在り方に関する有識者会議 議事要旨

1 日時 平成16年10月25日(月) 17:00～18:31

2 場所 総理大臣官邸3階南会議室

3 出席者

朝倉敏夫委員、渥美雅子委員、大熊由紀子委員、大山永昭委員、金子晃委員、草野忠義委員、松浦稔明委員  
細田内閣官房長官、尾辻厚生労働大臣

4 議事概要

まず、金子座長からの開会に当たっての挨拶の後、内閣改造に伴い就任した尾辻厚生労働大臣及び西厚生労働副大臣から挨拶があった。続いて、事務局より資料1から資料5までに基づき、「緊急対応方策の具体化」及び「社会保険庁の組織の在り方」等についての説明があり、以下のとおり、意見交換が行われた。

○草野委員 77項目の「緊急対応プログラム」は、この場で確認をするということによいか。今後、改革の必要項目が出てきた場合の取り扱いをどうしていくか。

○社会保険庁次長 「緊急対応プログラム」については、有識者会議での一応の御了解をいただければと思っている。次回以降、中間的なとりまとめの素材として反映させていくことになると思う。

また、「緊急対応プログラム」には載っていないけれども取り組むべき事項は出てくると思う。それはその都度、御指示をいただきながら取り組ませていただく。

○渥美委員 先日、個人的な年金相談で地元の社会保険事務所に行ったが、順番が回ってくるまでに2時間もかかった。そこは、相談のブースが8つあったが、そのうち開いているのが4つだけだった。これを全部開けば時間が半分ですんだはず。話を聞いたところ、その相談員は社会保険事務所の職員とのことだったが、守秘義務の問題、プライバシーの保護の問題等をクリアした上で、年金相談の外部委託も可能ではないか。

また、そこには、年金に関するパンフレットが多数置いてあったが、これだけ多数のパンフレットを置くことが本当に啓発になるのかという、あまり効果が上がっていないような気がする。別な啓発方法も考えたらどうか。

○金子座長 本日の資料では、相談については、複雑な相談はコア業務、軽易なものは非コア業務であると整理し、非コア業務については、外部委託等の方策が示されている。

○社会保険庁運営部長 最初に入ったときに、相談内容によって振り分けをさせていただき、複雑な相談については少しお待ちをいただいております。簡単に済むものは別の窓口で済ませていただくといった交通整理をするという方針を決めている。体制

ができていなかったとすれば申し訳ない。

また、窓口の増設も図ってまいりたい。

○金子座長 緊急対策の中では、より迅速、親切な相談の対策を実施していくこととされている。また、情報の啓発資料の点で言えば、ありとあらゆるパンフレットが置いてあるというようなことでは対象者の焦点がぼける。だれを対象にしているのかということを確認にして、情報を提供していくことが必要。

○社会保険庁運営部長 パンフレットは、数を絞り込んででも、使えるものをつくるということが必要だと思う。

○松浦委員 年金相談についてだが、自分の識別番号をパソコンで打ち込むことにより情報を取得することは可能になるのか。

○社会保険庁運営部長 個人認証を利用し、インターネットで御自身の年金加入記録等の情報を取得することについては、現在、実施に向けて準備中であり、「緊急対応プログラム」にも盛り込ませていただいている。

○大山委員 システムの見直しから言うと、今後、どういう方向にシステムを持っていくのかについて、現在、調査を進めているところである。この状況で新しいサービスのための仕組みや新たなシステムを導入するには、現在のものを前提に付け加えることになるが、しっかりとインターフェースを含めて、柔軟な設計をしておかないと、付加される部分がまたやり直しになってしまう可能性がある。その意味で、設計の内容などを急いで見せていただきたい。

また、先程の話の中で出てきた個人認証というのは、公的個人認証サービスのことだと思うが、その場合には、実質的に住基カードが前提になる。住基カード等については、私自身も関与していたが技術的な面から見ると問題なく十分使えるものとなっているはず。確認のために、インターフェースや認証の手法などがどうなっているかを教えていただきたい。

○社会保険庁長官 厚生労働省のCIO補佐官や総務省と相談して進めている。

○内閣官房長官 技術的なところは大山先生に確認していただきたい。

○大山委員 医療事務の電子化について言えば、今後、電子化を推進していくに当たり、保険者、被保険者、支払基金、医療機関等様々なところが絡むことになる。したがって重要なことは、これらをいかに効率よく、そしてまた安全にネットワーク化するかになる。

しかしながら、現状を見ると、保険者毎に違うシステムを構築することになるため、それらを接続しようとする、そのために再度作り直すか、間にもう一つシステムを入れなければならないという危険性がある。この件に関しても、システム全体の設計が見えないので、是非情報をいただきたい。

○大熊委員 社保庁の不祥事については、この役所独特の問題なのか。また、汚職問題が生じる理由は何か。国民は汚職問題に非常に関心があるので、今度の緊急対策の中にもそれが入ってないとまずいと思う。

○厚生労働大臣 日本の役所全体の問題と社保庁に特化された問題、両面ある。この際、先生方の御指摘もいただいて、厚生労働省全体として本当に膿を出し切ろうと思っている。

○朝倉委員 人員配置に地域的なアンバランスがあることは、すでに共通認識であると

思うが、その改善を十分に図らないで、ちょっと窮屈になると外部委託というのは、問題がある。本体のスリム化を全く抜きにして非常勤職員を増やすようなことでは困る。また、当面の問題として、予算執行の無駄の排除等があるわけだが、その場合、関係委託団体の無駄の排除も必要。健康づくり事業など、関係団体に対する委託費についても十分に精査していく必要がある。

また、1つ疑問があるが、住基ネットによる生存者確認については、他の2つの方法を取った上で、残った部分を18年度に住基ネットとリンクしていくということになっているが、これは最初から住基ネットとのリンク一本でシステム設計していけないのか。一部不参加の自治体があるにせよ、それらは少数のはずなので、不参加の自治体だけは現況確認の返書を送らせるというやり方をすれば、むしろ住基ネットへ加入する1つの刺激にもなるのではないか。

○社会保険庁運営部長 まず、高齢の介護保険の被保険者の保険料を年金から源泉徴収しているの、情報を市町村からもらっている。それから、厚生年金の方の被保険者の記録を使って生存確認する。その上で住基ネットを活用した生存確認をしようという、3本立てで考えている。基礎年金番号をつくる時に、国民総背番号として使われることは問題だと指摘をされた。そこで、これは年金のためだけに使うと約束をした。技術的な観点からいけば、住基ネットに加入していない自治体の存在や住基ネットを使用するのに1件当たり10円という手数料の問題もある。

○草野委員 最近の報道を見ると、監修料の問題については、深夜の残業代、夜食代、あるいはタクシー代に使っているという話もあるが、本当に必要なものであれば、それは別途予算化することが本来の形である。

また、本日、私の方から政府管掌健康保険の運営に関して意見書を出させていただいた。その中で幾つかのものは、すでに「緊急対応プログラム」の77項目の中に取り入れていただいているが、今後の議論の参考にさせていただければ大変ありがたいと思っている。

3点目として、グリーンピアや年金福祉施設等の売却等について、その後費用がどの程度節減されていくかということが、1つのPRとして極めて大事な点であると考えとともに、公益法人の整理合理化についても具体的なプログラムをできるだけ早く出していく必要があると思っている。

4点目として、財草法は1年延期で、今年度限りで切れると聞いているので、来年度以降の事務費をどうしていくか。また事務費における税と保険料の役割という点についても大きな課題と考える。

5点目としては、要員の適正配置という点について、厚生労働省、社会保険庁本庁、地方庁及び社会保険事務所において、どこまでの人事交流を考えているのか。基本的な課題として三層構造の問題が指摘されており、その解決のためにも、それらを明確にさせていただきたい。これで三層構造は解消されるのか。

最後になるが、6点目として、国民年金の学生の納付特例についてであるが、学生が就職して、遡及して納付の意思があったとしても、こちらから連絡しないと納付書が送られてこない。これは恐らく知らない人はそのままになってしまい、基礎年金の部分が将来減額されてしまうということになりかねない。これについては、ちゃんと通知する必要がある。

○金子座長 大学生が卒業して就職したとき本人からの請求がないと納付通知が行かないということについて確認したい。

○社会保険庁運営部長 お勤めになれば、厚生年金の事業所から当然届けが行く。国民年金の場合、住所が変わったときに記録が切れてしまう可能性はある。タイムラグはありつつも、連絡することになっている。

○渥美委員 成人式の通知と一緒に載せてもらうことはできないか。

○社会保険庁運営部長 昔はそうやっていたが、今は誕生日の直前に連絡をしている。

○金子座長 草野委員から提出された「政府管掌健康保険の運営に関する意見」については、今後の議論の過程の中で、議論、検討する機会を設けて、制度改革と一体のものとして取り扱うことが必要だと思う。適切など所で議論をしていきたい。

○大熊委員 レセプト開示について、請求件数が5,000件ぐらいだという資料が出されているが、これについては、請求したことが医療機関、主治医に知れることを恐れて請求しない人もいるということを確認しておいていただきたい。

また、昨今の汚職問題も多分に構造的な問題をはらんでいると思われるので、どういう構造でこうなっているかを解明していくことが必要。なぜ社会保険庁に不祥事が続発するのか、その原因を解明すべき。

○厚生労働大臣 仰せのとおりであり、私どもこの際しっかりと反省しなければいけないと思っている。組織として全体で反省しなければいけない仕組みの問題等、いろいろあると思うので、そのことについては、御報告すべき時期にはきちっと御報告させていただきたいと思っている。

○金子座長 今の点に関連して言えば、前々回ぐらいから、問題の構造的な原因を探って、構造的な対応をすることが必要ということで、事務局に整理してもらい、本日提出された資料1の中で、いろいろな不適切な現状に対する構造的な課題という形で取り上げてもらっている。それらの課題に対して、緊急に対応すべきものとして77項目が出されたわけだが、このうち組織面での対応という点について言えば、調達委員会や運営評議会の設置などが挙げられる。しかしながら、これらだけでは、構造的な課題に対する完全な対応にはなっていないと思われるので、今後、その点について、どのように充実させていくかが問題である。

また、資料の4の1ページ目に「1. 社会保険事業の運営主体に求められる基本的要素」として、どのような組織になるにせよ組織として備えておかなければならない基本的なスタンスとして事務局から7つの項目が挙げられている。

構造的な対応として、まだ充実させるべきところ、また、これからの運営主体としてどうあるべきかという点について、これに付け加えるもの、あるいはどこがポイントなのかという辺りも併せて御議論をいただければと思う。

それと、今回、草野委員の方から政府管掌健康保険の運営についての御意見をいただいたが、初回の会議における松浦委員からのご指摘により、第2回会議において、事務局より職員団体との確認事項を提出してもらっている。その際に、その問題点等について整理をしてみたいという旨の御発言があったので、もしよろしければ、次回会議において、今回、草野委員から提出されたような形で労使の問題等について御意見をいただければと思っている。

○松浦委員 資料2の6ページ目に、新たなチェックシステムの導入と記載されているが、その中には、外部監査が含まれていない。内部監査を強化するとあるが、余り国民は信用しない。今の社会保険庁の中で内部監査を充実すると言っても。

ここは外部監査を導入して徹底的にチェックさせた方がよい。職員団体との今までの覚書、確認事項についても、本当にこういうものを全部捨て去って協力的にやっていると、国民の声に応えていこうという気があるかどうか。その点も含め、監査体制をつくっていかないとかなり厳しい声はまだ出るのではないかと。

○社会保険庁長官 職員団体との関係について、現象面からお話しすると、例えば、年金相談の平日の時間延長や休日開庁について、もうすでに具体的な部分で一応の合意をし、実行はできている。そういう点では、今までとは全く違う行動を組合として取ってきている。間違いなく変わってきていると私は思っている。現象面を一つひとつ押さえていって、結果として国民に向けたサービス展開ができれば、実質的に、協定自体があ

る、なしというのは、余り問題は起こってこないと思っている。

国費評議会も必死になって変わろうとしているので、一緒にやっていきたい。

○大熊委員 構造的課題という資料には、汚職に関する言及がないが、それも検討することとしてもらいたい。

○松浦委員 職員団体との確認事項については、気になる文言等について書かせてもらおうと思う。

○金子座長 これまでの議論の中で、現象として起こっている問題を構造的にとらえてきたところだが、それと昨今の不祥事問題への対応方策を考えた場合、1つは予算執行に関する問題、すなわち調達問題があると思われる。そして、もう1つは、組織のガバナンスの問題があると思われる。その点では、組織面での対応という意味で、調達委員会の設置や予算の執行の透明性の確保という形で対応していくことになる。コンプライアンス委員会の設置等も含め、個々の処分の問題等に対する対応方策として一応全部押さえてあると考えられる。

また、今後の組織の在り方として、何が基本的なプリンシプルにならなければいけないかという問題について事務局の方で資料をつくってくれたので、その辺りのところを更に議論していただければと思う。さらに、予算と決算について国民にわかりやすい形で公表する仕組みが構築できないか。今後の組織としては、予算、決算について、また、財務諸表について、適正なチェックがなされる組織であることが必要。

また、日本の役所の場合、大体において、2年から3年で異動となるが、トップが2年、3年という短期間で替わるシステムがはたして良いものか。その点についても、組織の在り方の中で考えていかなければいけない問題と考えている。

○草野委員 今、座長の言われた決算については、非常に重要なポイントである。民間から見るとやはり決算が大事なので、そこはきちりした方がいい。

それから、先ほどの基本的要素の話の中で、国民に対するサービスの提供という項目が、この7項目の中に入っていないので、ここは一つ押さえておくべき。

また、資料4の2ページ目に、コア業務と非コア業務について記載されているが、相談について言えば、相談に行く方は、自身の相談が複雑な相談か、簡単な相談かはわからない。相談する側からすると、この区分けには疑問がある。他の項目とは少し違うのではないか。次回、また議論させていただきたい。

○内閣官房長官 いろいろ積極的な御議論をいただいた。次回は、中間的なとりまとめをお願いしたいと思っている。

○厚生労働大臣 今日は本当にさまざまな御意見をいただいた。御意見の一つひとつ心してやってまいりたい。また、特に不祥事についての厳しい御指摘については、すべて膿を出して反省して出直してまいりたいと思っている。引き続きの御指導をどうぞよろしくをお願いしたい。

○社会保険庁長官 私が民間から長官にさせていただいたということは、やはりこれまでの社会保険庁のやり方が決してよくはないと。それを根本的に民間の手法でやり変えるというのが趣旨と考えているので、まさにそのつもりで3か月間取り組んできた。

今後問題が起こらないような仕組みにするために、どうしたらいいか、皆さん方のお知恵を借りながらやりたい。国民の皆さん方から社会保険庁が変わったというふうに思われたい限りは、決して成功ではないと思っているので、そうなるように努力をしてまいりたいという意思表示をさせていただきたい。

○金子座長 本日は緊急対応方策の具体化及び社会保険庁の組織の在り方について御議論をいただいた。緊急対応方策の内容等については、これまでの議論をまとめた

ということで、皆様方の御意見をおおむね反映したものになっていると考えている。次回会議においては、引き続き社会保険庁の組織の在り方について、議論を深めていきたい。それと同時に、これまでの議論を中間的な形でとりまとめたいと思っている。なお、次回の日程については、11月26日金曜日17時から18時30分までを予定しているが、当日の国会等の状況によって開始時刻、終了時刻が遅れることがあり得るので、その場合には改めて御連絡をさせていただく。